

日本臨床神経生理学会特別賞（Hiroshi Shibasaki International Congress

Award）の選考に関する細則

（目的）

第1条 本細則は、「日本臨床神経生理学会特別賞（Hiroshi Shibasaki International Congress Award）（以下、Hiroshi Shibasaki International Congress Award という）の選考に関する規則」の施行に関する条項を定める。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Award の応募）

第2条 Hiroshi Shibasaki International Congress Award の選考を行う年（x 年）の 3 月 31 日時点
で46歳未満かつ 5 年以上の会員歴を有する会員からの応募とする。

応募要件として、海外で開催される国際学会に日本国内から渡航・参加した会員に限
る。

Hiroshi Shibasaki International Congress Award の応募を行う会員は、氏名と現在の所属・
身分に加え、演題抄録および参加したことを証明する書類（学会参加証）を日本臨床
神経生理学会事務局に送付する（郵送もしくはメールで）。

学会参加証の添付がない場合は応募を認めない。

応募期間は「選考を行う年（x 年）の 2 月 1 日から年の 3 月 31 日まで」とする。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Award の選考対象）

第3条 「国際学会に筆頭演者として参加し、発表内容が優れたものであると認められる個人」
を選考対象とする。

なお、発表内容は臨床神経生理学としてその分野を問わない。選考対象者は
Hiroshi Shibasaki International Congress Award の選考を行う年（x 年）の 3 月 31 日時点
で46歳未満かつ 5 年以上の会員歴を有する会員とする。

加えて、対象の国際学会は ICCN や AOCCN などの臨床神経生理学関連学会とし、選考を
行う年（x 年）の前年（x-1 年 1 月 1 日から x-1 年 12 月 31 日）に発表した学会とする
(対象学会としての可否は選考委員会で判断・決定する)。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Award の審査方法）

第4条 アワード委員会は、選考をおこなう年の 4 月までに開催される理事会で Hiroshi Shibasaki
International Congress Award 審査員候補者 5 名を推薦し、理事会の承認を得る。

選考委員の選考にあたっては、応募者の現所属、関係機関をもとに検討する。

選考委員会は理事・代議員・有識者（理事会で指名）で構成することとする。

毎年 7 月までの理事会において、Hiroshi Shibasaki International Congress Award の審査
をおこない、2 名を上限に選定する。

選考結果は、社員総会において報告する。

（Hiroshi Shibasaki International Congress Award の表彰）

第5条 Hiroshi Shibasaki International Congress Award 受賞者は、学術大会開催期間中に表彰式を

設ける。

賞金は 10 万円とする。

(改廃)

第 6 条 本細則の改廃は、アワード委員会の過半数の賛成を得たのち、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この細則は、2024 年 9 月 1 日より施行する。

2025 年 11 月 12 日改訂（第 2 条、第 3 条）